

第2期 柏原市浄化槽整備推進事業
業務要求水準書

令和4年9月
柏原市 下水道事業

目 次

第1章 総則

第2章 事業における基本的な取組み方法

第3章 事業計画

第4章 設置に関する事項

第5章 維持管理に関する事項

第6章 住民サービス

第7章 事業実施状況の監視に関する事項

第8章 その他の事項

別紙1 市と事業者（SPC）のリスク分担表

第1章 総則

1 業務要求水準書の適用

本業務要求水準書は、柏原市下水道事業（以下「市」という。）が第2期 柏原市浄化槽整備推進事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第5項に基づいて選定する事業者（以下「事業者」という。）に要求する業務水準を示すものである。

2 事業実施の基本

本事業は、浄化槽の設置と維持管理（汚泥清掃及び収集運搬業務を除く。以下同じ。）をPFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施するものである。

本事業は、PFI法に基づき、公共下水道全体計画区域以外の区域（以下「整備区域」という。）において浄化槽を整備するものである。なお、実施に当たっては、民間事業者のノウハウ等を活用することにより、浄化槽の設置業務並びに設置された浄化槽及び寄附を受けた浄化槽の維持管理業務（汚泥清掃、収集運搬業務を除く。以下同じ）を市の財政負担の軽減を図りながら効率的な実施を目指すものである。

本事業の実施に当たって事業者は、本事業が市民の生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全を図ることを目的とするものであることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。また、市は本事業が民間事業者によって実施されるものであることを十分理解し、市と事業者は対等な立場で事業の円滑な推進に向けて相互に協力、協調するものとする。

3 履行期間

令和5年4月1日から令和13年3月31日までとする。

4 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり、浄化槽法その他の関係法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。以下にその主な法令等を示す。

- ・ 柏原市浄化槽施設の設置及び管理に関する条例
- ・ 柏原市浄化槽施設の設置及び管理に関する条例施行規程
- ・ 浄化槽法
- ・ 建築基準法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 建設業法
- ・ 労働安全衛生法

- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ・上記法等に関する施行令、施行規則、通知及び通達等
- ・循環型社会形成推進交付金交付要綱
- ・循環型社会形成推進交付金制度に関する通知等
- ・大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- ・大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
- ・公共浄化槽等整備推進事業実施要綱
- ・公共浄化槽等整備推進事業に関する通知等

5 国庫交付金制度への対応

本事業は、環境省所管国庫補助事業である循環型社会形成推進交付金（公共浄化槽等整備推進事業）を活用して市が浄化槽を買取るため、事業者は、この交付金制度を十分に活用できるよう、環境省等の発する種々の情報に留意する他、各種セミナーに参加するなどして交付金制度に係る情報収集や理解度の向上に努めるものとする。

なお、当該交付金の申請等は市が行うものとする。

また、この交付金制度に変更があった場合は、市と事業者が互いに協力し、本事業の継続に努めるものとする。

6 官公署等の関係機関に対する手続き等

本事業の実施に当たって必要となる官公署等の関係機関への申請手続き等については、事業者の責任により行わなければならない。

また、市が行うべき手続き等において、事業者は当該手続きに必要な書類、資料等の作成など、市に全面的に協力しなければならない。

7 事業者の権利義務に関する制限

事業者が本事業の実施を事業目的として設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資する単独の民間企業又は複数の民間企業等の構成員は、本事業が終了するまでその株式を保有するものとする。

また、市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

8 SPCの資本金の確保

SPCの資本金については、SPCを適正に管理運営するために必要かつ十分な金額を確保しなければならない。事業者は、運営のための資金が不足した場合の対応を予め定めるとともに、関係者と必要な協定、契約等を締結しなければならない。

9 疑義

本業務要求水準書に記載のない事項または質疑が生じた場合は、市と事業者が協議の上、その取扱いを決定するものとし、事業者は市の指示に従い事業を遂行するものとする。

10 秘密の保持

事業者は業務上知り得たすべての内容について、これを第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

11 成果品の帰属

本事業の成果品については、すべて市に帰属するものとし、事業者は市の許可なく複製、貸与、流用及び破棄してはならない。

第2章 事業における基本的な取組み方法

1 業務の実施方針

(1) 業務全体に関する事項

事業者は本事業の実施において、浄化槽の機能を長期間にわたり正常に維持するために、設計・製造、施工及び維持管理にいずれも満たされるとともに、業務の効率性や透明性を確保しつつ住民の本事業に対する信頼度の向上に努めなければならない。なお、事業者は、経営の安定を図るため、適切な財務会計及び財務管理に努めなければならない。

(2) 環境への負荷軽減に関する事項

事業者は、本事業において設置又は維持管理を行う浄化槽について、安定的に所期の機能を発揮し、その放流水の水質を確保するために必要な措置を講じなければならない。また、事業者は、浄化槽の設置業務において、周辺・近隣に対する騒音、振動、粉じん等の影響を抑制するとともに、発生した廃棄物や残土については、リサイクルを考慮した適切な処理を行わなければならない。

(3) 住民サービスに関する事項

事業者は、本業務において住民に対する良質なサービスを提供するため、窓口の設置や緊急対応のための体制を構築するなど種々の工夫を行うものとする。また、浄化槽及びこれに附帯する施設（以下「浄化槽等」という。）の設置又は維持管理に係る費用の低減策を講じることにより、住民負担のより一層の軽減に努めなければならない。

(4) 他の事業者等に関する事項

事業者は、市が汚泥清掃及び収集運搬業務を委託した業者、指定検査機関との連携を密にし、協調を図りつつ本事業を実施しなければならない。

(5) 市との連携に関する事項

事業者は、本事業の目的の達成と円滑な実施のため、定期的に市と協議を行うものとする。また、市との連携を密にするため、平常時及び非常時における連絡体制を構築しなければならない。

2 地域への貢献

事業者は、本事業の実施に当たり地元企業や地域人材の活用など、地域への貢献に努めなければならない。

3 住民への広報

事業者は、本事業を効率的に推進するため、住民への周知活動を行うものとする。

(1) 浄化槽等の設置及び維持管理に関する広報計画

事業者は、事業の着手に先立って住民向けの広報計画を作成しなければならない。広報計画には、少なくとも以下の内容を含むものとする。

- ① 本事業の目的と概要
- ② 本事業における市及び住民の関係と各々の役割
- ③ 地域生活環境の現状
- ④ みなし（単独処理）浄化槽と合併処理浄化槽の相違
- ⑤ 浄化槽の必要性
- ⑥ 浄化槽設置工事の概要
- ⑦ 本事業対象外の家屋の改築工事等と本事業との関係、費用負担、権利関係
- ⑧ 浄化槽の使用方法、使用上の留意事項
- ⑨ 浄化槽の維持管理の概要
- ⑩ 浄化槽の使用料の概要

(2) 浄化槽の適正な使用及び維持管理に関する普及啓発

事業者は、本事業の趣旨に則り、整備区域で浄化槽を使用する住民に向けて、浄化槽の適切な使用について広く普及啓発を行わなければならない。

第3章 事業計画

1 事業計画

事業者は、事業実施に当たり事業着手までに事業計画を作成し、市の承諾を得なければならない。

(1) 事業計画の概要

事業者は、事業計画において、事業実施計画、事業収支計画及び資金調達計画を示さなければならない。

(2) 事業の促進に関する措置

事業者は、本事業をより効率的に推進するため、住民負担の軽減と安定的な財務運営に努めるとともに、民間企業のノウハウを活用した広報活動を計画的に講じなければならない。

(3) リスク管理の方針

本事業における浄化槽の設置及び維持管理に係る責任は、原則として事業者が負うものとする。市と事業者の主なリスク分担は以下のとおりとするが、詳細については、別紙1「市と事業者のリスク分担表」とする。

① 事業者が負うリスク

- ア) 住民に対する事業の普及推進の周知活動に起因する損失
- イ) 事業者が設置工事を実施するために行った調査、設計の不備及び誤り等に起因する修繕費用、追加費用等及び工事工程の遅延等に係る損失
- ウ) 設置工事の実施に伴う各種トラブル（事務手続き、工事計画、工事費算定、近隣騒音等を含む。）の処理
- エ) 工事期間中において自然災害に起因する浄化槽等やその設置に必要な器具等の設備損壊に係る責任（建設工事保険等、当該リスクを担保するために加入する保険の範囲）

② 市が負うリスク

- ア) 本事業に適用する交付金制度の変更等に伴って事業スキームに重要な変更を要し、これに起因して、事業の遅延等が生じた場合の超過金利負担等の損害

③ 事業者の負担するリスクに対する追加的措置

- ア) 事業者は、第3者賠償保険に加入すること。この保険は、工事に伴い第3者に損害を及ぼした場合、事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するためのものである。
- イ) 事業者は、浄化槽等に異常が生じ、その原因が明らかでない場合に速やかに改善を図るため、保障制度、保証協定その他同種の措置を講じなければならない。

第4章 設置に関する事項

1 設置業務の実施体制

(1) 設置業務実施体制

事業者は、業務の実施に当たり、必要な有資格者を適切に配置するとともに、事故・災害等の緊急時に迅速な対応をとるため、24時間体制を確保しなければならない。また、事業者は、業務の対象となる現場の安全管理に留意し、必要に応じて監視員等を配置しなければならない。なお、事業者は、必要に応じて協力会社に業務の一部を請け負わせることができる。

(2) 窓口業務

事業者は、少なくとも下記の曜日及び時間については、設置に係る窓口を設置し、設置申請受付等の住民対応を行うものとする。

※受付日：毎週月曜日から金曜日まで（年末年始、祝日等を除く。）

※受付時間：午前9時から午後5時まで

(3) 管理・運営の方法

事業者は、常に業務の安全確保及び事故・災害等の対応に努めるとともに、必要な資材の調達と保管を適切に行い、機材や仮設材の保管又は備蓄を行って効率的、効果的な業務の運営・管理を行うものとする。また、事業者は、協力企業に設置工事等を委託する際には、適切な業務管理を行わなければならない。

2 工事計画

(1) 設置する浄化槽の機能

本事業で設置される浄化槽は、高度処理型（高度窒素除去型）の性能を有するものとする。ただし、状況に応じて市と別途協議すること。なお、事業者は、設置する機種についての、建築基準法の認定書、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録証、排水の水質データを提出するとともに、設置の際、市の承諾を得なければならない。

(2) 年度別設置計画

市は、整備区域において、8年間で概ね150基の浄化槽設置を目標としており、事業者は、次に示す浄化槽人槽規模別の目標設置基数において、年度別の設置計画を作成するものとする。また、事業者は目標設置基数と整合した工事の実施体制（人員・資器材等の配置）を示すものとする。なお、事業者は、設置計画の目標を達成するため、市や関連事業者と主体的に協力し、連携を図らなければならない。

市の目標設置基数

浄化槽人槽規模	目標設置基数
5人槽	46基
7人槽	96基
10人槽	8基
合計	150基

※表は目標基数であり、事業量を保証するものではありません。

(3) 施工管理における品質向上の考え方

事業者は、関係法令等に基づき、安全、品質及び信頼の向上に努めつつ設置工事を行わなければならない。特に、基礎工事、土工事（掘削、山留、埋戻し）、管工事、支障

物（地下埋設物を含む）除去と復旧、廃棄物や残土等の処理、事故や労働災害の防止等について細心の注意を払うとともに、業務改善に努めなければならない。

（４） 設置工事の手順

事業者は、浄化槽の設置を希望する住民に対して、事業や工事の内容・方法、工事中の仮設備、支障物の処理と復旧、設置後の維持管理・法定検査や使用方法、分担金及び使用料その他必要な事項を説明し、住民からの設置申請を受付けるものとする。なお、事業者は、当該浄化槽の設置に伴う処理水の放流について、必要に応じて、利害関係者との調整を行わなければならない。これらを経て、設置申請者と事業者が工事計画の内容に合意できた場合、事業者は、設置申請者からの浄化槽施設設置等計画書を市へ提出するものとする。

（５） 浄化槽の設置届と工事着手等

事業者は、浄化槽法に基づく浄化槽の設置届出を行うため、市の窓口において所要の手続きを行い、分担金が納付された後に、設置工事に着手できるものとする。

3 品質確保

（１） 事業者の行う自主検査

事業者は、浄化槽の設置工事に係る自主的な検査について、以下の事項を実施するものとする。

- ① 設置工事の完成後に不可視となる箇所について、工事中の自主検査を行い、工事写真を添付のうえ検査の内容及び結果を記録し、保管する。
- ② 設置工事の完成に伴い、環境省通知「合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について（平成11年3月31日付改定衛浄第17号）」に準じてチェックリストを用いた自主検査を行い、工事写真を添付のうえ検査の内容及び結果を記録し、保管する。
- ③ 設置の対象となった家屋等からの排水設備が、設置した浄化槽に適切に接続されているかどうかについて確認する。

4 市の行う完了検査

事業者は、設置工事の完成に伴う自主検査に合格した浄化槽について、必要な書類を添えて市に完了検査の実施を要請するものとする。市は、浄化槽が適正に設置されているかどうかについて、検査を実施し、その結果を遅滞なく事業者に通知するものとする。なお、完了検査における施工不良、書類の不備等の指摘に対しては、事業者は自らの負担により遅滞なく是正措置を講じ、再度完了検査の実施を要請し、市の再検査を受けるものとする。

5 指定検査機関の行う法定検査

事業者は、本事業で設置した浄化槽に対して指定検査機関が行う法定検査（浄化槽法第7

条検査、第11条検査)について、以下の事項を実施するものとする。

- (1) 法定検査の結果において、総合判定が「不適正」又はチェック項目が「不可」等になった場合、市へ報告の上、事業者自らの負担により浄化槽が所期の機能を発揮するよう必要な措置を講じる。
- (2) 事業者は、法定検査の実施に際し、市、使用者及び指定検査機関と協力すること。

6 住民対応

事業者は住民から常に信頼を得られるよう努めなければならない。特に以下の事項については、誠意ある対応を行わなければならない。

- (1) 浄化槽設置工事に係る調査、設計及び工事計画に関する事項
- (2) 工事期間中の制約事項
- (3) 敷地等への立入りや家屋、土地その他器物の改変に関する事項
- (4) 質問、意見、苦情等に関する事項

7 浄化槽の管理権

事業者が設置した浄化槽は、工事の完成後、速やかに住民の使用に供されるよう、使用開始前の検査を速やかに行い、市への浄化槽管理者の権限の移転を遅滞なく行うこと。なお、工事完成から管理権移転までの手順は、以下のとおりとする。

- (1) 事業者は、工事完成後の自主検査とともに使用開始前の維持管理を実施する。
- (2) 事業者は、浄化槽設置後、速やかに市に対し完了検査を要請する。
- (3) 事業者は、完了検査に合格した浄化槽について、設置申請者からの使用開始届を市に提出する。
- (4) 事業者は、使用開始届けの受理をもって浄化槽の管理権を市に移す。
- (5) 事業者は、各月末に管理権を移転した浄化槽の設置台帳及び管理台帳に関する情報を市に提出する。

8 浄化槽の所有権

事業者が設置した浄化槽の所有権移転は次のとおりとする。

- (1) 浄化槽設置完了報告
事業者は、市へ引渡しを予定する浄化槽について、浄化槽設置報告書及び関係図書を市に提出する。
- (2) 引渡し
事業者は、浄化槽設置報告書が受理された後、引渡し書を市に提出し、市は、これを買取る。
- (3) 所有権移転の時期
浄化槽の引渡し書をもって所有権を市に移転する。その時期は原則として、毎年度末

とする。

9 工事記録の方法

事業者は、設置工事に係る記録（調査結果、設計図、設計計算書、取扱いマニュアル、工事検査結果等）を電子データで調製し、データの更新を行わなければならない。なお、記録すべき内容や電子データの形式、更新頻度等、設置台帳の整備に係る詳細については、事業者と市の協議により決定するものとする。

第5章 維持管理に関する事項

1 維持管理の開始に係る手順

事業者は、浄化槽の維持管理について、事業契約に基づき、浄化槽法及び関係法令等に則して適切に行わなければならない。また、維持管理の対象は、第1期事業及び本事業で事業者が設置した浄化槽並びに寄附採納を受けた浄化槽であり、個々の浄化槽の維持管理の開始については、以下のとおりとする。

(1) 事業者が設置した浄化槽

管理権が市に移転した日をもって維持管理を開始する。

(2) 寄附採納を受けた浄化槽

寄附採納されることを市が決定した日をもって維持管理を開始する。

2 維持管理の実施

(1) 維持管理の実施体制

- ① 事業者は、維持管理の実施に当たり、必要な有資格者を適切に配置するとともに、故障等緊急時に迅速な対応を図るため、24時間体制を確保しなければならない。
- ② 事業者は、維持管理の対象となる浄化槽の使用状況や稼働状況の把握に努めるとともに、指定検査機関の実施する法定検査に対して協力しなければならない。

(2) 相談窓口

事業者は、少なくとも下記の曜日及び時間については、維持管理に係る相談窓口を設置し、浄化槽使用者等の対応を行うものとする。

※受付日：毎週月曜日から金曜日まで（年末年始、祝日等を除く。）

※受付時間：午前9時から午後5時まで

(3) 管理・運営の方法

事業者は、常に維持管理の安全確保及び事故・災害時等の対応に努めるとともに、必要な資機材を適切に保管し、予備品や消耗品等の備蓄を行って効率的かつ効果的な業務の運営・管理を行うものとする。

3 維持管理計画

(1) 維持管理の手順

事業者は、事業契約の締結にあたり予め維持管理手順を定め、市の承認を得るものとする。なお、維持管理手順には、設置後の保守点検及び指定検査機関との連携方法並びに法定検査の判定結果への対処方法を示すこと。

(2) 維持管理基数

事業者は、設置計画及び下記の基数を参考にして維持管理の実施体制（人員・資機材等）を示すこと。なお、必要な人員数等は、維持管理、修繕に分けて示すものとする。

市の維持管理目標基数

浄化槽人槽規模	整備予定基数 (R4年度末見込み)	目標設置基数	目標維持管理基数 (R12年度末時点)
5人槽	31基	46基	77基
7人槽	62基	96基	158基
10人槽	6基	8基	14基
合計	99基	150基	249基

※設置計画及び市の維持管理目標基数を参考にして維持管理計画を作成すること。

※当該年度における清掃の実施時期を勘案の上、浄化槽の維持管理計画書を作成すること。

※表は目標基数であり、業務量を保証するものではありません。

(4) 業務の品質向上

事業者は、個々の浄化槽の使用環境を把握し、浄化槽の状態に応じた維持管理及び軽微な補修の頻度及び内容を適切に管理するとともに、維持管理の品質向上を図るため、以下の事項を実施しなければならない。

- ① 浄化槽の正常な機能を維持するため、清掃時期の判断方法を明らかにするとともに、事故や故障の未然防止に係る措置を講じること。
- ② 保守点検については、物件毎に記録を作成すること。
- ③ 保守点検において、浄化槽に不具合が認められた場合、又は指定検査機関の行う法定検査において総合判定が「不適正」となったり、チェック項目が「不可」となるなどの指摘を受けたりした場合は、浄化槽の適正な機能を維持するための必要な措置を講じるとともに、市へ報告すること。

(5) 住民対応

事業者は常に信頼を得られるよう努めなければならない。特に以下の事項については、誠意ある対応を行わなければならない。

- ① 浄化槽の使用方法及び維持管理に関する事項

- ② 敷地等への立入りや家屋、土地その他器物の改変に関する事項
- ③ 法定検査の結果並びに法定検査の結果に応じて講じた措置に関する事項
- ④ 質問、意見、苦情等に関する事項

(6) 維持管理記録の方法

事業者は、保守点検、修繕及び法定検査の結果等の維持管理記録や使用状況、稼動状況等を電子データで調製し、データの更新を行わなければならない。なお、記録すべき内容や電子データの形式、更新頻度等、維持管理台帳の整備に係る詳細については、事業者と市の協議により決定するものとする。

第6章 住民サービス

1 放流管工事等の対応

事業者は、市が補助対象としない放流管の工事等を設置申請者から受託する場合、住民サービス提供の観点にたち、工事契約の手順、工事の実施における方針、実施体制（調査方法、有資格者の配置、手続き、連絡体制）、標準的な価格、品質の確保・保証等を示すとともに、住民の経済的負担等の軽減に取り組むものとする。

2 排水設備工事・家屋改造工事等の対応

事業者は、市が補助対象としない排水設備・家屋改造工事等について、設置申請者から受託する場合、住民サービス提供の観点にたち、工事契約の手順、工事の実施における方針、実施体制（調査方法、有資格者の配置、手続き、連絡体制）、標準的な価格、品質の確保・保証等を示すとともに、住民の経済的負担等の軽減に取り組むものとする。

第7章 事業実施状況の監視に関する事項

1 監視の方法

- (1) 市は、必要に応じて現場及び事業所等において、事業者の行う業務について、確認を行うとともに、事業者に対して説明を求めることができる。
- (2) 事業者は、本事業を継続的に実施できる財務状況にあることを明らかにするため、事業者の毎決算期終了後に公認会計士による監査済みの財務書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、その他財産及び損益の状況を示す書類等。）を市に提出することとする。なお、事業者から提出された財務書類及び事業報告については、市が必要と認めるときは、これを公表する場合がある。
- (3) 事業者は、事業執行過程で知り得た個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、柏原市個人情報保護条例及び同施行規則を遵守する他、自ら個人情報の取扱い規定を定めなければならない。

2 監視結果の評価

- (1) 市は、事業者が本事業に係る業務を適正に実施しているか否かについて、事業者の業務執行体制及び事業収支等の財務状況並びに設置及び維持管理に関して、事業契約書及び業務要求水準書等に示す要求水準を満たしているかどうか監視を行い、その結果を評価する。市が必要と認めるときは監視の結果を公表する場合がある。
- (2) 評価の結果、事業者の提供するサービスが事業契約に定める市の業務要求水準を満たしていないと認められた場合、市は事業者に対して修復勧告を行い、修復策の報告と実施を求めるものとする。

第8章 その他の事項

1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約の解釈について、疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わないときは、事業契約に規定する契約変更、解除等の具体的措置に従うものとする。また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所堺支部を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置

契約の解除に伴う損害賠償額、精算の考え方については、事業の継続が困難となった事由に応じて概ね以下のとおりとし、詳細については、事業契約において規定する。

(1) 市の契約解除権

市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約を解除することができるものとする。

- ① 市が、相当の期間を定めて勧告したにもかかわらず、正当な理由なく、契約上の業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき
- ② 契約上の業務について、業務要求水準書に従った義務の履行を行わない場合
- ③ 破産、会社更生、民事再生若しくは特別精算の手続きの開始、その他これらに類似する破産手続きの開始の申立てを取締役会において決議したとき又は第三者の申立てによって当該手続きが開始されたとき。その結果、事業の継続が困難であると合理的・客観的に評価される場合

(2) 事業者の契約解除権

事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約を解除することができるものとする。

- ① 市が契約上のサービス対価の支払を遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該義務を履行しないとき

② 事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、市が契約上の義務に違反し、かつ、その違反により契約の履行が困難となったとき

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由

不可抗力等、市又は事業者のいずれの責めにも帰することのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者の双方は、事業継続の可否について、協議するものとし、一定の期間内に協議が整わないときは、事業契約を解除する旨を事前に書面にて相手方に通知することにより、市及び事業者は事業契約を解除できる。

(4) 上記の解除事由や損害賠償金額及び不可抗力等による契約終了時の清算方法の詳細等は契約約款で規定する。

3 設置に係る対価の支払い

(1) 事業者は、当該年度に市に引き渡した浄化槽に係る対価の支払いを市に請求する。

(2) 市は、事業者の請求に応じ、予算の範囲で市の規定に基づき、契約に定める対価を支払う。

4 維持管理に係る対価の支払い

(1) 事業者は、毎年度末までに、浄化槽の維持管理実績を市へ報告し、市は、事業者から報告のあった維持管理実績を確認する。

(2) 事業者は、維持管理実績に基づく対価の支払を市に請求する。

(3) 市は、事業者の請求に応じ、予算の範囲で市の規定に基づき、契約の定める対価を支払う。

市と事業者のリスク分担表

リスク項目		リスク分担			
		柏原市		事業者（SPC）	
共通リスク	本事業の住民への周知・理解不足による事業の遅延	(○)	柏原市は右活動に資料提供等で協力する。	○	住民説明及び関連諸費用（会場設営、資料作成等）はSPCが負担する。
	住民からの浄化槽設置基数の目標未達	—		○	
	制度変更に伴う条例等の重要な変更、事業スキームの重要な変更起因する事業の遅延、契約解除	○	柏原市に起因する契約解除規定により対応する。	—	
	不可抗力（自然災害等）による事業続行不可	○	不可抗力に起因する契約解除規定に基づき、SPCに契約解除金を支払う。	(○)	不可抗力に起因する契約解除規定に基づき、SPCは契約解除に伴う一部費用を負担する。
設置段階リスク	設置届、工事完了届等、法定要件に係るトラブル	—	トラブルに起因して柏原市が損害を受けた場合は、SPCに求償可能とする。	○	SPCがすべて責任を負う。
	工事計画・工事費を巡る住民とのトラブル	—	トラブルに起因して柏原市が損害を受けた場合は、SPCに求償可能とする。	○	SPCがすべて責任を負う。
	工事の実施に伴う住民・近隣とのトラブル	—	トラブルに起因して柏原市が損害を受けた場合は、SPCに求償可能とする。	○	SPCがすべて責任を負う。
	工事中の自然災害による設備損壊	—		○	SPCがすべて責任を負う。SPCは保険で対応する。
維持管理段階リスク	保守点検、法定検査等、法定要件に係るトラブル	—	トラブルに起因して柏原市が損害を受けた場合は、SPCに求償可能とする。	○	SPCがすべて責任を負う。
	保守点検、法定検査に係る機能不全、使用者とのトラブル	—	トラブルに起因して柏原市が損害を受けた場合は、SPCに求償可能とする。	○	SPCがすべて責任を負う。
	想定外の維持管理費用の発生	—	トラブルに起因して柏原市が損害を受けた場合は、SPCに求償可能とする。	○	不可抗力（自然災害等）に起因するもの以外、SPCがすべて責任を負う。不可抗力（自然災害等）時は、契約解除規定に基づき、契約解除が可能である。
資金調達・支払段階リスク	SPCの破綻、契約解除時における損害の発生	○	契約解除の原因者が損害を負担する。	○	契約解除の原因者が損害を負担する。
	SPCの破綻、契約解除時における修復費用の発生	○	柏原市が修復費用を負担する。SPCに破綻保険の付保を要求する。	(○)	
	SPCの破綻、契約解除時における債権者への支払	—		○	SPCが負担する。柏原市への遡及は不可とする。
	柏原市の買取費用・委託費の支払遅延	○	柏原市はSPCの経過金利負担等の損害を賠償する。	—	

※ (○)は、当該リスクの一部を限定的に負担するものである。